

県庁朝市について

1 開催概要

運 営 県庁朝市出店者の会

目 的 県産農産物のPRを行うとともに、県庁周辺の賑やかさの創出に資する

日 時 毎月第3日曜日 9時～11時

※7月、8月は熱中症対策のため開催時間は8時～10時とする。

場 所 埼玉県本庁舎と第2庁舎間の道路で農林会館前～衛生会館の間及び県庁みどりの広場周辺

(さいたま市浦和区高砂3-15-1)

2 県庁朝市出店者の会について(令和8年5月28日現在)

会 長 法師 励 (法師園製茶工場)

副会長 山崎 敏 (雨ニモ風ニモファーム)

会 計 栗原 拓也 (桂ファーム)

監 事 島田 浩美 (まどのパン)

会員数 31団体

3 新規加入における留意事項

- (1) 新規加入については、原則として会の総会において承認を得ることが必要です。ただし、必要に応じて役員会の承認をもって会員として入会することができます。
- (2) 会員は、県内の農業者及び農業関係団体です。
- (3) 県庁朝市で販売できるのは、県産農産物及び県産農産物を使用した加工品です。
- (4) 販売に必要な備品等は、全て各出店者で用意してください。
- (5) 販売時及び販売後のトラブルについては、各出店者が責任を持って対応してください。
- (6) 飲食販売等については、出店者自ら保健所の許可を受けてください。
- (7) 年会費は、1団体につき3,000円を年間の出店回数にかかわらず、一律で徴収されます。
- (8) 会に加入せず、臨時で出店を希望する場合には、1回につき1,000円を出店料としてお支払いいただきます(臨時出店は年度3回まで)。